

阿賀野市告示第25号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定による地域計画を定めるので、同法第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画の案を次により縦覧に供する。

当該地域計画の案に関して、利害関係人は令和7年2月20日までに市に意見書を提出することができる。

令和7年2月7日

阿賀野市長 加藤 博幸

1 地域計画の案を作成した地区

01	安田地区保田	10	水原地区安野
02	安田地区寺社	11	水原地区堀越
03	安田地区赤坂	12	水原地区分田
04	安田地区山手	13	笹神地区出湯
05	安田地区大和	14	笹神地区明倫
06	京ヶ瀬地区京ヶ瀬	15	笹神地区大室
07	京ヶ瀬地区前山	16	笹神地区笹岡
08	京ヶ瀬地区駒林	17	笹神地区神山東
09	水原地区水原	18	笹神地区神山西

2 地域計画の案の縦覧期間

令和7年2月7日から令和7年2月20日

ただし、「阿賀野市の休日定める条例」第1条の市の休日を除く、
午前8時30分から午後5時15分まで

3 地域計画の案の縦覧場所

阿賀野市岡山町10番15号 阿賀野市産業建設部 農林課

4 意見書の提出

意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「阿賀野市地域計画の案に対する意見書の提出について」によること。